

# 特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	自立支援医療費受給者証発行事務に係る特定個人情報保護評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

埼玉県は、自立支援医療費受給者証発行事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県知事

## 公表日

令和5年1月4日

## 項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援医療費受給者証発行事務
②事務の内容	障害者総合支援法に基づき、自立支援医療費の支給認定及び変更に係る事務を実施する。市町村が本人確認を行い受け付けた申請について、医療の必要性や治療状況、所得状況等に基づいて支給認定を行う。このうち所得状況等については、情報提供ネットワークシステムを通じて照会する。自立支援給付の支給に関する情報は情報提供対象となっているため、統合宛名システムを経由して中間サーバーへの副本の登録を行う。
③対象人数	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">10万人以上30万人未満</div> <div style="text-align: center;">           &lt;選択肢&gt;            1) 1,000人未満            3) 1万人以上10万人未満         </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2) 1,000人以上1万人未満 4) 10万人以上30万人未満</div> </div>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	精神保健福祉業務管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援医療受給者証所持者等に関する情報を管理している。</li> <li>・管理している情報のうち自立支援医療受給者証交付台帳ファイルについての情報は、個人番号を合わせて管理している。</li> <li>・自立支援医療受給者証交付台帳ファイルについては、情報提供対象であるため、中間サーバーへの登録及び情報提供を行うためのファイル出力を実施している。なお、情報提供は団体内統合宛名システムを利用して実施している。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 税務システム</div> <div style="width: 100%;"><input type="checkbox"/> その他 ( )</div> </div>
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務担当者からの依頼に基づいて、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」を発番し、個人番号との対応を管理するとともに、中間サーバーに対して、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」の取得依頼を送信する。</li> <li>・業務担当者が入力した情報照会依頼情報について、当該業務から照会可能な情報であることを確認した上で、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換等を行った上で中間サーバーに送信し、情報照会依頼として登録する。</li> <li>・業務担当者の依頼に基づき、情報照会結果を中間サーバーから取得し、表示・出力を行う。</li> <li>・業務担当者が入力した情報提供対象情報について、個人番号の団体内統合宛名番号への変換、文字コードの変換を行った上で中間サーバーに送信し、情報提供可能な副本として登録する。</li> <li>・機関内での情報の移転に対応して、機関内の他部署から照会があった場合に該当する情報の表示・出力を行う。</li> </ul>
③他のシステムとの接続	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 宛名システム等</div> <div style="width: 50%;"><input type="checkbox"/> 税務システム</div> <div style="width: 100%;"><input checked="" type="checkbox"/> その他 ( 中間サーバー )</div> </div>



<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
自立支援医療費受給者ファイル	
<b>4. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 項番84
<b>5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番108、109及び110(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供)
<b>6. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	福祉部精神保健福祉センター
②所属長の役職名	センター長
<b>7. 他の評価実施機関</b>	

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療費受給者ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	自立支援医療費受給者証発行事務に係る申請者
その必要性	「自立支援医療費の支給認定について(平成30年3月30日 障発0330第2号)」の別紙4「自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱」第八により、受給者証の交付及び自立支援医療費の支給について台帳を備えることとされているため。
④記録される項目	[ 100項目以上 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	「自立支援医療費の支給認定について(平成30年3月30日 障発0330第2号)」の別紙4「自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱」第八により、受給者証の交付及び自立支援医療費の支給について台帳を備えることとされているため。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	福祉部精神保健福祉センター

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input checked="" type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 ( ) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 ( ) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 ( ) <input type="checkbox"/> 民間事業者 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ( )								
③使用目的 ※	<p>・「自立支援医療費の支給認定について(平成30年3月30日 障発0330第2号)」の別紙4「自立支援医療費(精神通院医療)支給認定実施要綱」第八により、受給者証の交付及び自立支援医療費の支給について台帳を備えることとされているため。</p>								
④使用の主体	使用部署	福祉部精神保健福祉センター							
	使用者数	[ 10人以上50人未満 ] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2">&lt;選択肢&gt;</td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	<p>障害者総合支援法第54条第1項に基づいて審査し、同条第3項に基づく自立支援医療受給者証の交付に関する事項について交付台帳として記録する。交付に関する事項は、番号法上情報提供対象情報として定められているため、本人から申請時に取得した個人番号と紐付けて管理を行う。</p>								
	情報の突合	税情報によって所得区分の認定を行うため、税情報を本人の個人番号によって突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月5日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 1 ) 件	
委託事項1	地域精神保健福祉電算入力業務委託	
①委託内容	・特定個人情報データを含む申請書(入力票)に基づき、CD-RWにデータの入力業務を行う。	
②委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社KSソリューションズ川越支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 提供を行っている ( 3 ) 件 [ ] 移転を行っている ( ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条8号 別表第二項番26 (情報提供)
②提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	自立支援医療費受給者証発行事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二項番56の2 (情報提供)
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	自立支援医療費受給者証発行事務の申請者
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	随時





## (別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

### 1 受給者証受付入力画面

受付自治体コード、受付番号、受付区分、管理番号、処理状況、受給者番号、再登録の有無、個人番号、統合宛名番号

氏名、氏名カナ、生年月日、性別、居住地自治体コード、居住地郵便番号、電話番号、住所

保護者氏名、保護者氏名カナ、保護者続柄、保護者居住地自治体コード、保護者居住地郵便番号、保護者電話番号、保護者住所

申請受付年月日、市町村受付日、判定年月日、判定会特例の有無

特定個人情報、データ項目、照会先機関コード、照会条件

開始有効期限、終了有効期限、判定結果日、手帳発行者、手帳番号、備考

住所変更後自治体コード、住所変更後郵便番号、住所変更後電話番号、住所変更後住所、住所変更発生年月日

添付書類区分、病名コード(主)、病名コード(副)

氏名変更後氏名、氏名変更後氏名カナ、氏名変更発生年月日

保護者変更後保護者氏名、保護者変更後保護者氏名カナ、保護者変更後保護者続柄、保護者変更後保護者居住地自治体、保護者

変更後保護者居住地郵便番号、保護者変更後保護者電話番号、保護者変更後保護者住所、保護者変更発生年月日

保険種類、保険者番号、保険者名、保険証記号及び番号、生保福祉事務所、保険発生年月日

所得区分、重度かつ継続、負担限度額、所得区分発生年月日

開始有効期限、終了有効期限、判定結果日、手帳発行者、手帳番号、備考

返還事由、死亡日、受給者証返還の有無、返還発生日

転入元都道府県、転入元郵便番号、転入元住所、転入発生年月日

転出先都道府県、転出先郵便番号、転出先住所、転出発生年月日

### 2 受給者証台帳保守

受給者番号、管理番号、管轄自治体、個人番号、統合宛名番号、氏名、氏名カナ、生年月日、性別、居住地自治体、郵便番号、電話番号

号、居住地、本籍、保護者氏名、保護者氏名カナ、保護者続柄、保護者居住地自治体、保護者郵便番号、保護者電話番号、保護者住所

所、初回交付日、最終交付日、最終履歴更新日、最終台帳更新日、最終受付区分、最終受付、発行許可、更新フラグ

世帯人個人番号、世帯人氏名、世帯人宛名連携状況区分

履歴更新日、判定年月日、開始有効期限、終了有効期限、階層、重度かつ継続、添付書類区分、市町村受付日、発行事由、発行区

分、返還区分、返還日、主病名、副病名、保険種類、生保管轄事務所、保険者番号、保険者名、保険証記号番号、手帳発行者、時点受

給者番号、承認区分、手帳番号、医療機関コード、医療機関区分

氏名更新日、氏名変更発生年月日、変更前氏名、変更前氏名カナ

住所更新日、住所変更発生年月日、管轄自治体、変更前居住地自治体、変更前郵便番号、変更前電話番号、変更前住所

保護者住所更新日、保護者変更発生年月日、変更前保護者氏名、変更前保護者氏名カナ、変更前保護者続柄、変更前保護者居住地自治体、

変更前保護者電話番号、変更前保護者住所

転入元都道府県、転入年月日、転入元郵便番号、転入元住所、転入時受給者番号、転出先都道府県、転出年月日、転出先郵便番号、

転出先住所、返還事由、受給者証返還の有無、受給者証返還日、死亡日、特記事項、宛名処理状況、宛名連携ファイル名

特定個人情報、データ項目、照会先機関コード、照会条件

### Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

<b>1. 特定個人情報ファイル名</b>							
自立支援医療費受給者ファイル							
<b>2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）</b>							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請書提出時に必要のない情報等が含まれていた場合には返却等の対応を徹底する。</li> <li>・業務遂行にあたって申請書に記載された以外の情報は使用しない。職員に対しては、口頭であっても、不要な情報を取得しないよう指導している。</li> <li>・他機関への文書照会等を行う場合は回答用の書式を添付し、必要のない情報が回答されないようにする。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底している。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<b>3. 特定個人情報の使用</b>							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務を行う職員以外がシステムを参照できないよう、職員ごとに異なるIDを付与し、パスワードは3か月ごとに更新することとしている。また、業務上必要性のない情報項目については保存しないこととしている。</li> <li>・情報照会によって取得した特定個人情報については、パスワードを付与し、他の職員が参照できないようにしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引きに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底している。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <table border="0"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 行っている</td> <td>2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該事務に関係する職員一人ひとりに対してIDを発行し、パスワードによる認証を行っている。パスワードは3か月ごとに更新することとしている。</li> <li>・ID及びパスワードについては、他人に知られることがない方法で管理するよう徹底している。</li> </ul>						
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号を取り扱うシステムは、専用パソコンにより、インターネットから分離されたネットワークで利用する。</li> <li>・IDに関する処理は、システム管理者が実施する。</li> <li>・異動、退職等で当該事務に関係しなくなった職員のIDについては、異動後速やかに無効化することとしている。</li> <li>・ユーザIDの発行及び無効化については、書面による記録を行い、実際に発行されているユーザIDやその利用者と齟齬がないことを1ヶ月毎に確認している。確認は、システム管理者ではない担当課長以上の職員が実施する。</li> </ul>						
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <table border="0"> <tr> <td>&lt;選択肢&gt;</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1) 特に力を入れている</td> <td>2) 十分である</td> </tr> <tr> <td>3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</li> </ul>							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ] 委託しない	
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報を含む機密情報の取扱い者については、埼玉県個人情報保護条例第9条(安全確保の措置)、第10条(従事者の義務)、第66条及び第67条(罰則)について説明を受け、誓約書を提出した者に限るよう定めている。</li> <li>・特定個人情報を含む機密情報を取扱う業務については、作業場所等を特定し、情報セキュリティに必要な措置を講じるよう定めている。</li> <li>・特定個人情報を含む機密情報の複製や持出、送信等については、原則として禁止している。</li> <li>・発注者から提供された特定個人情報を含む機密情報については、業務終了後に複製とともに返還すべきことを定めている。また、電磁的記録媒体等については、事前に廃棄方法及び予定日等を定めた上で廃棄することとしている。</li> <li>・特定個人情報を含む機密情報の取扱状況について、発注者が必要に応じて報告を求め、実地に調査を行えることとしている。</li> </ul>
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[ 再委託していない ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	・再委託は原則として禁止しているが、やむを得ない場合は、再委託先における従事者より、特定個人情報を含む秘密事項の使用や管理上の要件について明示した、作業者名義の書類(誓約書等)を提出させ、書面により委託者が再委託をする旨を事前に申請し、承諾を受けることとしている。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ] 提供・移転しない	
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条に基づき、他の機関に対して情報の提供を行う場合は、情報提供ネットワークを利用することとしている。中間サーバーの情報提供のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・庁内の他部門に対して、個人番号を含む情報を提供する場合は、統合宛名システムを使用することとしている。団体内統合宛名システムの情報移転のログを定期的に確認することとしている。</li> <li>・情報提供ネットワークあるいは統合宛名システムによらず、独自にファイルを出力して送信等を行うことを防止するため、業務システムから個人番号を含むファイルを出力する際には、出力指示者と日時を記録する仕組みとしている。また、職員用端末については、USBメモリ等の外部記憶媒体に書き込むことができる端末を制限し、無許可で情報を持ち出せないようにしている。</li> <li>・上記の内容について事務処理手引ぎに記載し、研修等の機会を通じて職員に徹底する。自己点検及び内部監査において、提供・移転のルールが遵守されているかを確認することとしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;業務担当課における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログインした職員の所属によって照会可能な情報項目を判断する統合宛名システムを通じてのみ情報照会を行うことで、情報照会が認められた特定個人情報の要求のみ行うことができる。</li> <li>・なりすましにより、異なる職員が不正に情報照会を行うことがないように、統合宛名システムのID及びパスワードについて、組織及び個人として適切な管理を行っている。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへの情報照会依頼の登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</li> <li>・情報照会結果を照会する際にも、ログインした職員の所属によって、照会依頼が可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については取得していても表示・出力しない仕組みとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>&lt;業務担当課における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・ソフトウェアの自動提供機能を使用することにより、情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求にのみ対応する。</li> <li>・中間サーバー・ソフトウェアへの特定個人情報の登録は、不正な提供を防止する機能を備えた統合宛名システム経由でのみ実施する。また、登録に先立って、間違った情報が提供されないことがないように事前確認を実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;統合宛名システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーへの登録にあたっては、ログインした職員の所属によって、提供可能な情報項目について判断し、それ以外の項目については中間サーバーに送信しない仕組みとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</li> <li>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</li> <li>・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワークを利用することにより、安全性を確保している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体毎に区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体で合っても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。</li> </ul>	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>&lt;埼玉県における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ事故等に備え、組織内の連絡体制及び情報セキュリティ運営管理者等への連絡体制を確立することとしている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</li> <li>・事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないよう、警備員などにより確認している。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。</li> <li>・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。</li> <li>・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定個人情報を取り扱うシステムは、インターネットから分離されたネットワーク及び専用パソコンで利用する。</li> </ul>		

<b>8. 監査</b>	
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検                      [ <input type="radio"/> ] 内部監査                      [    ] 外部監査
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>	
従業者に対する教育・啓発	[            十分に行っている            ]                      <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている    2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>&lt;県としての措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員各層を対象にした研修において、情報セキュリティに関する事項を取り上げ、解説するようにしている。</li> <li>・本評価書に示したリスクに対する措置について、[事務処理手引き]に記載している。</li> <li>・本評価書に示したリスクに対する措置について、新任の職員に対する研修において解説するようにしている。</li> <li>・職員に対して自己点検シートを提供し、情報セキュリティの確保のための適切な取り組みの啓発や定着を図っている。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</li> </ul>
<b>10. その他のリスク対策</b>	
<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</li> </ul>	

## IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	埼玉県立精神保健福祉センター 北足立郡伊奈町小室818-2 048-723-6802
②請求方法	埼玉県個人情報保護条例に基づき、開示請求書に住所、氏名、請求する保有個人情報の内容などの必要事項を記入し、請求する個人情報の本人であることを証明する書類を持参の上、①請求先の機関または県政情報センターに提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター 北足立郡伊奈町小室818-2 048-723-6802
②対応方法	問い合わせの受付時に記票し、対応内容を記録に残す。

## V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和2年3月27日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

## (別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番108、109及び110(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、87、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条及び第59条の2(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番108、109及び110(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2及び第59条の2(情報提供)	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用者数	10人未満	10人以上50人未満	事後	時点修正
令和2年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、87、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条及び第59条の2(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2及び第59条の2(情報提供)	事後	主務省令等の改正
令和2年3月30日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	埼玉県立精神保健福祉センター 伊奈町小室818-2 048-723-3333	埼玉県立精神保健福祉センター 北足立郡伊奈町小室818-2 048-723-6802	事後	記載事項修正
令和2年3月30日	IV 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	埼玉県立精神保健福祉センター 伊奈町小室818-2 048-723-3333	埼玉県立精神保健福祉センター 北足立郡伊奈町小室818-2 048-723-6802	事後	記載事項修正
令和2年3月30日	V 評価実施手続 1. 基礎項目評価	平成31年2月1日	令和2年3月27日	事後	時点修正

令和3年3月30日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番108、109及び110(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2及び第59条の2(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番108、109及び110(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、87、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条及び第59条の2の2(情報提供)	事後	主務省令等の改正
令和3年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 提供先1 ②委託先における取扱者数		10人以上50人未満	事後	
令和3年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 提供先1 ③委託先名		株式会社KDS	事後	委託先の変更
令和3年3月30日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、109及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第31条、第44条、第55条、第55条の2及び第59条の2(情報提供)	番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、87、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条及び第59条の2の2(情報提供)	事後	主務省令等の改正

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去保管場所</p>	<p>・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、及びサーバー室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>
<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク1: 目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照合リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>	<p>事後</p>	<p>記載事項修正</p>

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 6. 情報提供ネットワークとの接続 リスク2: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt; ・情報提供機能により、情報提供ネットワークにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報提供の要求であるかチェックを実施している。 ・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報不正に提供されるリスクに対応している。 ・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>
------------------	--	--	---	-----------	---

<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>
<p>令和3年3月30日</p>	<p>Ⅲリスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ・中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>	<p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt; ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>	<p>事後</p>	<p>対策強化 ・リスクを軽減させる変更であり、重要な変更にあたらないため</p>
<p>令和3年12月27日</p>	<p>I 基本情報 4. 個人番号の利用 法令上の根拠</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一 項番84 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第60条</p>	<p>番号法第9条第1項 別表第一 項番84</p>	<p>事後</p>	<p>「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更</p>

令和3年12月27日	I 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番108、109及び110(情報照会) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条、第55条の2、第55条の3(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、87、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条及び第59条の2の2(情報提供)	番号法第19条第8号 別表第二項番108、109及び110(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第二項番26、56の2及び87(情報提供)	事後	番号法の改正、「特定個人情報保護評価指針の改正」(令和3年2月5日)に伴う変更 及び 記載事項修正
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供・移転の有無	提供を行っている 1件	提供を行っている 3件	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先1	番号法第19条第7号に基づく別表第二第一欄に定める照会者	都道府県知事等	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二項番8、11、16、20、26、53、56の2、87、108及び116(情報提供) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第7条、第10条、第12条、第14条、第19条、第27条、第30条、第44条、第55条及び第59条の2の2(情報提供)	番号法第19条8号 別表第二項番26(情報提供)	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ②提供先における用途	番号法第19条第7号に基づく別表第二第二欄に定める事務	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供先1 ③提供する情報	番号法第19条第7号に基づく別表第二第四欄に定める情報	障害者自立支援給付関係情報であって主務省令で定めるもの	事後	記載方法の変更
令和3年12月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)提供先2、3		追加	事後	記載方法の変更

令和5年1月4日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 提供先1 ③委託先名	株式会社KDS	株式会社KSソリューションズ川越支店	事後	委託先の変更
----------	---	---------	--------------------	----	--------